

関川水系土地改良区管内維持管理委員会規程

第1章 総 則

(定義)

第1条 関川水系土地改良区管内維持管理委員会とは次に掲げる委員会であり、各委員会はそれぞれ本規程に基づき会を運営する。

(1)維持管理委員会

新道地区 稲荷中江地区

(2)揚水機場運営委員会

重川地区 東中島地区 重川上流地区 上千原地区 中江北部第1地区

中江北部第2地区 津有南部第2地区 津有南部第1地区

上江保倉地区 板倉西部地区 三和西部地区 三和南部地区

高士西部地区 保倉中部地区 保倉西部第1地区

2 この規程に定めるものの他、各委員会で運営上必要な事項は、関川水系土地改良区と協議の上、各委員会において別途定める。

(目的)

第2条 本会は、地区内における農業用施設の高度利用及び機能確保を図り、平等な用水配分をすべく適正な維持管理業務を行い、生産性の高い農業経営に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

(1)土地改良施設の効果的な運用、保守、点検、補修等の維持管理。

(2)関係機関との連携、関係町内及び関係農家との連絡調整。

(3)用排水の調整、灌漑用水の適正・公平な配分。

(4)代掻き用水及び管理用水の円滑な配水(ブロックローテーション及び配水方法の決定)

(5)地元維持管理費未収賦課金または揚水機場維持管理費未収賦課金の徴収。

(6)その他、目的達成に必要な事項。

第2章 会 議

(会議)

第4条 各委員会は毎年1回開く。ただし、必要に応じ臨時委員会を開くことが出来る。

2 各委員会は会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

3 各委員会の議事は委員の半数以上の出席により、その議決権の過半数で決する。

(会長の専決事項)

第5条 会長は会議で決められた事項の他、軽易な事項について専決処理することが出来る。

第3章 役 員

(委員)

第6条 各委員会の委員は、関係町内より選任された代表者等で構成する。

(役員)

第7条 各委員会に会長1名を置く。ただし、必要に応じ、副会長、会計、監事を置くことができる。

2 役員は、委員の互選によるものとする。

(任期)

第8条 委員の任期は特に定めないが、欠員もしくは支障が生じたときは、その都度補充もしくは交代する。

2 役員の任期は2年とするが、再任は妨げない。

(顧問)

第9条 委員会に顧問をおくことができる。

2 顧問は役員の議決を得て、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応じて役員会等において意見を述べる事が出来る。

(役員の職務)

第10条 会長は、委員会を総括し業務を処理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第4章 補 則

(経費)

第11条 各委員会の運営及び管理に要する経費は、関係受益者への面積割による賦課徴収額

をもってこれに充てる。(関川水系土地改良区が賦課する。)

2 経費の運用は、予算に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成29年3月28日より施行する。なお、従前の規程は廃止する。

(平成29年3月28日総代会議決)

